

令和 8 年 4 月 1 日

建設業者各位

総務部監理課長

公共工事の発注における見積内訳書について

令和 7 年 1 2 月 1 2 日以降に入札公告・指名通知する全ての公共工事について、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正により、公共工事の入札書に添付する見積内訳書に労務費等 5 項目（材料費、労務費、法定福利費、建退共制度の掛金、安全衛生経費）を記載することが義務化されておりますが、見積内訳書の取扱いを下記のとおりとしますので、ご留意ください。

記

1 対象工事

令和 8 年 4 月 1 日以降に入札公告・指名通知する全ての公共工事

2 見積内訳書に記載すべき内容

- ・材料費
- ・労務費
- ・法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）
- ・安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成二十八年法律第百十一号）第十条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）
- ・建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第二条第五項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛金

3 見積内訳書様式について

掲載している設計書には労務費等 5 項目の記載がありませんので、「見積内訳書」様式に上記項目を追加記載又は別紙による提出等、ご対応をお願いします。なお、見積内訳書に記載すべき内容を含むものであれば、任意様式でも可とします。

※追加項目の記載方法については、記載例を参考に作成ください。

4 留意点

令和 8 年 4 月 1 日以降、労務費等 5 項目が記載漏れの場合、原則として無効の入札となりますのでご注意ください。

※算出が困難で記載できない場合等については、別紙「労務費等の記載に関する Q & A」をご確認ください。